

社会福祉法人 雄仁会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、より働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年11月1日～平成29年10月31日までの2年間
2. 内容

目標：産前産後休業や育児休業・育児休業給付・育児休業中の社会保険料免除など公的制度、また当法人独自の福利厚生制度について情報提供を行う

〈対策〉

平成27年11月 ～ 法に基づく諸制度及び法人独自の支援制度について情報提供の方法について検討をはじめ、平成28年上半期中に周知を行う。

平成29年 8月 ～ 諸制度の活用実態などの検証

★事業を利用して・・・ 社会福祉法人 雄仁会

今般、職員の職場環境改善の機会とすべく「くるみん」認定取得に取り組むことといたしました。現在でも同業種施設以上の福利厚生制度が確立されているものと自負しておりますが、更なる充実を図るべく取り組んでいきたいと考えます。

★次世代育成サポートアドバイザー 藤村 貴

現在も十分な支援制度が整っていますので、更なる充実を目指し行動計画の実施と、くるみん認定に向けて条件の整備を行ってください。